

秦野都市計画地区計画の決定（秦野市決定）

都市計画曾屋弘法地区地区計画を次のとおり決定する。

名 称	曾屋弘法地区地区計画	
位 置	秦野市曾屋	
面 積	約 12.9 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、小田急小田原線秦野駅の北部に位置し、土地区画整理事業により良好な基盤整備が図られた地区である。また、周辺には県立丹沢大山自然公園特別地域などの、美しい自然環境を有している。</p> <p>このため、本地区計画を策定することにより、周辺の自然環境と調和した、緑豊かなうるおいのある低層住宅地を形成し、保全することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺の自然環境と調和したまちづくりのため、良好な居住環境の低層住宅地として、土地利用を誘導するとともに、地区内の河川環境の維持保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>土地区画整備事業により整備された道路について、その維持と保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>閑静なゆとりある低層戸建て住宅を中心とする地区とするため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、建築物の高さ及び壁面の位置等について必要な基準を設定し、良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。</p>

地区 整備 計画	地区施設の 配置及び規模	道路	幅員 7 m 延長約 280 m
	建築物等に 関する 事項	建築物の用途 の制限	次に掲げる建築物及びこれに附属するものは、建築してはならない。 1 長屋及び共同住宅（8戸以下のものを除く。）、寄宿舍又は下宿 2 兼用住宅（非住宅部分の用途が事務所、日用品の販売を主たる目的とする店舗、学習塾及び華道教室その他これらに類する施設以外の用途の建築物をいう。） 3 学校、図書館その他これらに類するもの（一定規模以下の自治会館を除く。） 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（延べ面積が200㎡以下のものを除く。） 6 公衆浴場
		建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、145㎡以上とする。ただし、土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他権利に基づいてその全部を1の敷地として使用するものはこの限りでない。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの 3 車庫で軒の高さが2.5m以下のもの
		建築物等の高さの最高限度	9 m
		建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物は、広告面積が1㎡以内とする。ただし、公益上必要なときはこの限りでない。 建築物の屋根及び外壁の色彩・形態は周囲の景観と調和したものとする。
		かき又はさくの構造の制限	生け垣又は高さ1.2m以下の網状その他これに類する形状のものとする。ただし、門柱、門扉等は、この限りでない。

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由 本地区は、土地区画整理事業により都市基盤整備が進められており、良好な居住環境の形成を誘導し、保全するため本案のとおり決定するものである。